

○新しく老人保健で医療を受けることになる方へ

老人保健制度では、昭和7年10月1日以降生まれで75歳以上の方は、対象となる誕生日の翌月(1日生まれの方はその月)から老人保健の資格を得て医療を受けることになります。

[例:昭和7年10月10日生まれの方は平成19年11月1日から老人保健受給者]

該当となる方には、毎月案内通知をしますので役場窓口で申請手続きを行って下さい。「老人医療受給者証」を発行します。

○これまでも老人保健医療を受給している方、若しくは新しく受給される方の自己負担割合、各種届出等は次のとおりです。

1. 老人医療費の自己負担割合、1ヶ月の自己負担限度額は次の表のとおりです。

所得区分	自己負担割合
現役並み所得者	3割
一般、低所得Ⅰ・Ⅱ	1割

現役並み所得者は、同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上の人もしくは老人保健で医療を受ける人がいる人です。

所得区分	自己負担限度額		
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
現役並み所得者 [3割負担]	44,400円	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算 *過去12ヶ月間に4回以上の限度額を超えた分の支給があった場合、4回目以降44,400円	
一般の方 [1割負担]	12,000円	44,400円	
住民税非課税世帯の方	8,000円	低所得Ⅱ[1割負担]	24,600円
		低所得Ⅰ[1割負担]	15,000円

2. 高額医療費の払い戻しについては、該当の方に通知します。

- ・診療月別に自己負担限度額を超えた本人の支払分について払い戻しをします。
- ・個人又は世帯別に通知をしますので、役場窓口で請求手続きを行って下さい。
- ・印鑑と預金通帳(郵便局を除く)、保険証、老人医療受給者証が必要です。

3. 住民税非課税世帯で、入院される場合には、「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。

- ・この「減額認定証」があると、入院時の一部負担金と食事代が減額になります。
- ・有効期限は、平成20年3月31日までです。
- ・手続きには、保険証、老人医療受給者証、印鑑が必要です。(随時受付しています)
- ・仁多庁舎は健康福祉課、横田庁舎は町民課にて交付します。

4. 保険証が変わったときは、医療機関と役場へ届け出をして下さい。

- ・新しい保険証と印鑑が必要です。

5. 受診の際には、医療機関にて保険証、老人医療受給者証、減額認定証、健康手帳を窓口にて提示し確認を受けて下さい。

※不明なことにつきましては、役場健康福祉課老人保健担当
電話 54-2781
有線 31-5123
へお問い合わせ下さい。

妊婦健康診査を受けられる皆様へ

平成19年9月から、妊婦健康診査の公費負担の回数が増えました!

近年、高齢やストレス等をかかえる妊婦さんが増加傾向にあるとともに、就業等の理由で健康診査を受診しない方も見られ、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健康診査の重要性が一層高まっています。

また、少子化対策の一環として、妊娠中の健診費用を負担軽減し、積極的な妊婦健康診査の受診を図るため、奥出雲町では、平成19年9月から妊婦健康診査にかかる公費負担回数を、2回から5回に拡充しました。

該当の皆様は、定期的に妊婦健康診査を受診されることをおすすめします。

〈お問合せ先〉 役場健康福祉課保健衛生係 電話:54-2781 有線:31-5128

〈受診週数〉

- 第1回 妊娠 8週前後
- 第2回 妊娠20週前後
- 第3回 妊娠24週前後
- 第4回 妊娠30週前後
- 第5回 妊娠36週前後

〈受診票が活用できる機関〉
県内の医療機関(産婦人科)



平成19年就業構造基本調査

10月1日現在で実施いたしました就業構造基本調査につきましては、無事終わることができました。調査票の記入・回収に際しましてはお忙しいところ、皆様のご協力ありがとうございました。 総務省・島根県・奥出雲町